



JASDAQ

平成 24 年 2 月 7 日

各 位

会 社 名 共同ピーアール株式会社  
代表者名 代表取締役社長 山田 明  
(JASDAQ・コード番号：2436)  
問合せ先 経営企画室 室長 伊藤 誠  
(TEL 03-3571-5172)

## 第三者調査委員会からの報告を踏まえた当社の対応

### および再発防止策について

本日、当社は、平成 23 年 12 月 29 日付「第三者調査委員会設置のお知らせ」にて設置を公表いたしました第三者調査委員会（委員長：中原 健夫弁護士）より、当社前代表取締役社長らによる不正行為などに関する「調査報告書」を受領いたしました。詳細につきましては、同委員会のご承認を得て、全文を本日付で別途開示させていただいております。

第三者調査委員会「調査報告書」に記載されている通り、当社前代表取締役社長の個人的な資金需要に対し、当社の資金を不正に流用した事実および一部取締役がその行為に関与した事実が判明いたしました。また、他の取締役らにおいても、不当な支払いを事前に察知し、これを阻止することができなかつた点など、取締役としての監視義務が十分に果たされておりませんでした。これらの事態に対し、お客様、株主様、お取引先様を始め、多くの関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をお掛けしましたことを、深くお詫び申し上げます。

なお、第三者調査委員会「調査報告書」において、平成 23 年 12 月 26 日付で開示いたしました「内部調査報告書」に記載された前代表取締役社長らの行為以外に、同種の不正行為（大橋前社長の個人的な資金需要に対し、当社の資金が流用されるような行為）は認められなかったとの結論を得ましたことをご報告申し上げます。

当社は、今回の一連の事態の背景・原因となりました、当社コーポレートガバナンスの不備と、コンプライアンス体制の欠陥についての数多くのご指摘を厳粛に受け止めております。今後の対応として再発防止策を真摯に検討し、当社取締役会で、別添の「当社再発防止策」の通り決議いたしましたので、併せてご報告いたします。

関係各位に対しましては、改めて深くお詫び申し上げるとともに、皆様からの信頼の回復を得るよう全社を挙げて努めてまいります。今後、第三者調査委員会「調査報告書」においてご指摘いただいた共同拓信公関顧問（上海）有限公司の前途金の問題につきましては、万全を期すためにも、速やかに別途調査を実施のうえ、万が一新たな問題点が判明した場合には適時ご報告させていただきます所存です。

今後とも、何卒ご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. 事態の発覚から本日までの経緯

平成 23 年 12 月 8 日に当社内部者から監査役会に対して、「取締役の不適切な行為若しくはそのような行為」に関する内部告発があり、同月 12 日に内部調査委員会が発足いたしました。この時点では内部告発の信憑性等について判断できなかったため、情報開示はいたしておりません。

同月 26 日に開催された取締役会において内部調査委員会より内部調査報告書を受領いたしました。この調査内容は、前代表取締役社長による不適切な行為と、それに加担した取締役 2 名の行為を明らかにしたものでした。内部調査報告書の「提言」を受けて、翌 27 日付で前代表取締役社長 大橋榮と、関与した取締役 2 名が辞任し、新代表取締役社長に前常務取締役 山田明が就任いたしました。

また、同月 29 日には第三者調査委員会（弁護士 2 名、公認会計士 2 名）を設置し、明けて平成 24 年 1 月 10 日には、「内部調査報告の提言への対応等について」およびその中の「新たな事業運営組織について」で組織改編の旨を開示いたしました。

さらに、平成 24 年 1 月 23 日に「第三者調査委員会の調査対象、報告スケジュール等について」を開示いたしました。第三者調査委員会には、その発足以降、調査を重ね、平成 24 年 2 月 7 日（本日）、当社に対して「調査報告書」を提出していただきました。

### 2. 前代表取締役社長および取締役らへの対応について

内部調査委員会より検討を求められていた前代表取締役社長ら 3 名の刑事告発の可能性については、既にこれら 3 名が取締役を辞任していること、前代表取締役社長の私的流用分は既に返還されていること、および第三者調査委員会「調査報告書」の認定事実や提言内容に鑑み、本日現在では見送ることを決定しています。なお同様に内部調査委員会より検討を求められていた、前取締役 2 名の社員としての懲戒処分については、既に平成 24 年 1 月 11 日付で社内規定に基づいた厳正な処分をしており、追加の懲戒処分は不要と判断しています。

ただし、今後、万が一新たな問題点が判明した場合には、改めて法的措置および新たな処分の要否を速やかに検討いたします。

### 3. 現取締役 6 名の役員報酬の自主返上

現取締役 6 名から役員報酬の自主返上の申し入れを受け、以下のとおり平成 24 年 1 月報酬分より実施しております。

代表取締役および常務取締役（4名）	自主返上	20%	6ヶ月
取締役（2名）	自主返上	20%	3ヶ月

#### 4. 今後の改善措置および再発防止策の骨子について

当社は、内部調査委員会による調査および第三者調査委員会による検証の結果を踏まえ、本件を教訓とし、子会社等を含めた当社グループ全体において、経営と業務執行の分離を明確にし、取締役会の相互牽制機能の強化などの厳格なガバナンス体制の構築およびコンプライアンス意識の徹底等の改善措置に取り組む所存でございます。そのため再発防止策について、大要以下のとおり決定いたしました。

##### 【再発防止策の概略】

- 1) 社外取締役の選任によるコーポレートガバナンスの充実  
コーポレートガバナンスの充実を図る観点から、取締役会は社外取締役を2名以上とする取締役選任議案を、本年3月下旬に開催予定の定時株主総会に付議する方針です。
- 2) 社内法務組織(法務部)の新設とリーガルチェック体制の確立  
経営上の法的課題、日常運営における法的問題、コンプライアンス等を担当する組織として、本年4月より新たに法務部を設置し、重要な案件については外部の法律事務所のリーガルチェックを受ける体制を構築します。
- 3) ガバナンス・コンプライアンス委員会の新設による社内横断的な法令遵守体制構築  
広く社会から信頼される経営体制の確立を目的として、ガバナンス・コンプライアンス委員会を設置します。ガバナンス・コンプライアンス委員会は取締役、法務部長、業務局長に加え、外部法律専門家で構成し、グループ全体のコンプライアンス活動の基本方針や具体的施策を審議・推進します。
- 4) コンプライアンス研修の義務化と運用  
全取締役に法令遵守の教育と啓発を目的とする外部講師による研修を年2回義務付けます。また同様に、管理職・一般社員にもコンプライアンスのEラーニング研修を年2回義務付け、研修成果の向上度合いを数値化して、ホームページで適時公表します。
- 5) 内部通報制度「コンプライアンス・ヘルプライン」(社内窓口・社外窓口)の運用開始  
内部通報制度として、社内窓口・社外窓口を「コンプライアンス・ヘルプライン」として設け、適切な運用を図るため内部監査室と連動の上、通報即時対応体制を構築します。
- 6) 懲罰委員会の新設  
取締役、監査役などで構成される懲罰委員会を新たに設置します。内規に違反する役職員を発見した場合には、内部監査室の調査を経て、この懲罰委員会にて処分を決定します。
- 7) 組織と人事関連規程等の整備、見直し  
縦割り組織を改善し、内部統制の統制環境に影響を与える人事制度について、評価・昇進・賃金体系等の関連規程類の整備、見直しを図り、社内手続きやプロセスを評価に反映する制度の導入を検討します。

※『当社再発防止策について』は、別添をご参照下さい。

## 5. 過年度決算の訂正および平成23年12月期決算発表の延期について

第三者調査委員会「調査報告書」において認定された事実により、当社の過去の決算内容（有価証券報告書等）の一部を遡って訂正する必要があります。そのため、有価証券報告書等の訂正報告書を提出するとともに、過年度決算短信等の訂正を行うことになりました。また2月15日に発表を予定しておりました平成23年12月期決算短信につきましても、発表を延期させていただき、併せて2月下旬に発表いたします。関係各位に対しましては、改めて深くお詫び申し上げます。

なお、本件による今期の業績への影響につきましては、現時点で発生しない見込みですが、今後お知らせすべき内容が判明した場合は、速やかに開示いたします。

本件詳細につきましては、本日開示いたしました「有価証券報告書等の訂正報告書の提出および過年度決算短信等の訂正ならびに平成23年12月期決算発表の延期に関するお知らせ」をご参照下さい。

以上

平成 24 年 2 月 7 日  
共同ピーアール株式会社

## 当社再発防止策について

当社では、平成 23 年 12 月に発覚した当社前代表取締役社長を含む取締役 3 名による不正行為などに関して第三者調査委員会を設置し、前代表取締役社長ら 3 名の行為の確認および同種の不正行為（大橋前社長の個人的な資金需要に対し、当社の資金が流用されるような行為）の有無について調査を依頼してまいりましたが、この度、その調査報告書を受領いたしました。ついては、その調査報告書の内容を踏まえ、以下のとおり再発防止策を策定いたしましたのでお知らせします。

なお、再発防止策の策定にあたり、当社では今回の不正発覚を教訓として、新たな行動理念として「コンプライアンス意識を高め、顧客、株主をはじめとする各ステークホルダーから信頼される健全な企業経営を目指す」を掲げ、子会社を含めた当社グループ全体においてコンプライアンス経営を徹底してまいり所存です。またこれに基づき以下の具体的な行動を推進してまいります。

### 1 所有と経営の分離によるコーポレートガバナンスの強化

従来のオーナー企業色の強い経営体制からの脱却を図るため、各ステークホルダーの利益の最大化を目的に所有と経営の分離を明確にし、健全経営と相互監視・監督機能の強化を図ります。

### 2 社外取締役の選任によるコーポレートガバナンスの充実

今般、代表取締役ら 3 名の取締役が引責辞任したものの、当社としては他の取締役、監査役の相互監視・監督体制が不十分であった事実を重く受け止めております。従って取締役の業務執行に対するモニタリング機能および経営の透明性を高めるため、平成 23 年 12 月期の定時株主総会において社外取締役を 2 名以上とする取締役選任議案を付議する方針です。なお、候補者といたしましては、企業の法務および会計に関して専門的知見を有する人物の選定を進めております。

### 3 取締役会、監査役会におけるコーポレートガバナンスの強化

経営体制を見直し、経営陣相互の業務執行に対する監視・監督機能の強化を図るほか、以下のとおり取り組んでまいります。

#### (1) 取締役会

顧問契約やコンサルティング契約の締結に関する付議基準や、契約の相手先や内容、条件など付議内容の説明を義務付ける、など取締役会規程の見直しを行います。また各取締役が自身の管掌分野に関する報告を定期的実施することにより、相互の監視・監督機能を強化してまいります。

#### (2) 監査役（会）

代表取締役は取締役会以外の重要な会議へ監査役の出席を推奨し、また監査役はより深く業務を把握するため各取締役と定期的な面談を実施し、業務監査機能を強化いたします。また監査役は監査法人および内部監査室と随時意見交換を行うことにより、三様監査における連携と、実効性の更なる向上を図ってまいります。

- 4 ガバナンス・コンプライアンス委員会の新設による社内横断的な法令遵守体制構築  
従来のコンプライアンス委員会を発展的に解消し、担当役員の下、法務部門長、業務局長に加え、外部法律専門家で構成したガバナンス・コンプライアンス委員会を設置し、実際の活動を推進するために各部門にコンプライアンス推進担当者を任命いたします。また本年1月に新設したコンプライアンス・情報セキュリティ室との連携により、小さな不正も見逃さない企業風土醸成のため、役職員全員を対象とした研修の実施、コンプライアンス相談窓口の設置と実効的な内部通報制度の周知徹底などを推進してまいります。
- 5 役員を対象としたガバナンス・コンプライアンス研修の実施  
経営陣が自ら率先してガバナンス・コンプライアンス意識の向上を図るべく、子会社も含めた役員を対象に、弁護士、会計士などを講師に迎え、複数回のカリキュラムで構成する研修を年2回義務付け、継続的に開催してまいります。
- 6 コンプライアンス研修の義務化と運用  
ガバナンス・コンプライアンス委員会主導の下、コンプライアンス行動理念の実践を図るため、Eラーニングなどを導入した年2回のコンプライアンス研修を義務付け、継続的に実施し、子会社を含めた役職員に受講を義務づけることといたします。また研修成果の度合いを数値化して、ホームページで適時公表します。  
さらにコンプライアンスの啓蒙に加え、内部通報制度に基づき社内外に設置する通報窓口と関連する社内規程の周知を目的に、通報窓口の連絡先を記載したコンプライアンスマニュアルを作成、全役職員へ配布いたします。
- 7 内部通報制度「コンプライアンス・ヘルプライン」（社内窓口・社外窓口）の運用開始  
内部通報規程で定める社内の通報窓口に加え、新たに社外の業者（㈱インテグレックスなどを予定）へ社外通報窓口を委託し、「コンプライアンス・ヘルプライン」を設置し、周知徹底を図ります。また、これらの通報制度が十分に機能するために、内部監査室と連動して通報に対する即時対応体制を整備いたします。また通報者の希望により匿名性を保証するとともに通報者に不利益がないことを確保するほか、重要な通報についてはその内容と会社の対処状況・結果等について適切に通報者と役職員に開示することで、周知徹底を図るとともに、再発防止を図ってまいります。
- 8 内部監査の充実と実行評価（モニタリング）の実施  
コンプライアンス・情報セキュリティ室の設置に伴い人員を増員し、より踏み込んだ内部監査が実施できる体制を整備するとともに、監査法人、顧問弁護士と定期的に意見交換するなど、会計、法務面での専門的知見の向上を図ります。また社内各種規程の周知徹底を図るとともに、コンプライアンス行動理念が実践されているか定期的なモニタリングを実施してまいります。
- 9 社内法務組織（法務部）の新設とリーガルチェック体制の確立  
当社内における契約書の審査など日常の法的問題およびコンプライアンス体制強化のため、専門的知識をもった人材を増強し、法務部門の新設を検討いたします。法務部門では、重要な契約については外部の弁護士事務所のリーガルチェックを受けるなど、契約の事前審査を厳格化、充実を図ってまいります。また役職員に対して契約業務をはじめ、会社法、コンプライアンスに関する教育・研修の制度化を検討してまいります。また年1回程度、外部の法律事務所の協力を得て、契約上のリスクを洗い出し、取締役会への報告を実施してまいります。

## 1 0 各種社内規程の見直し、運用の検証

### ① 人事関連規程

縦割り組織を改善し、横断的なガバナンスの実現と内部統制の統制環境に影響を与える組織と人事制度について、評価・昇進・賃金体系などの関連規程の整備、見直しを行い、社内手続きなどのプロセスを評価に反映する新たな人事制度の導入について検討いたします。これを踏まえ本年上期中を目途に、組織改編の実施を検討してまいります。

### ② 決裁権限規程

取締役会規程の見直しに連動し、ガバナンス・コンプライアンス委員会主導の下、適正に権限委譲がなされているかなど決裁権限規程の見直しを、本年上期中を目途に実施いたします。特に高額な前渡金などの重要案件については取締役会決議付議事項へ格上げする、または決裁について業務担当部門と管理部門の二元化を導入するなど、牽制機能の強化を図ります。

### ③ 外注管理規程

新規外注先の選定基準の見直し、支払形態や取引内容による新たな稟議基準の設定、案件により外注業務についての進捗報告を義務付けるなど、外注管理規程の見直しを進め、役職員への周知徹底を図ります。また顧問契約やコンサルティング契約に準ずる外注については、契約の履行状況をチェックするための報告書の提出を求める、内部監査担当者が定期的に訪問面談を行うなど、進捗管理に関するルールを新設し、徹底を図ってまいります。

### ④ 経理規程

外注管理規程の見直しに連動して、外注費の支払いに関する決裁を厳格化するほか、前渡金などイレギュラーな案件の処理については経理規程の見直しを行い、稟議、承認に関して説明資料の提出、内容を記録に残すことを義務付けるとともに制度運用の徹底を図ります。

## 1 1 懲罰委員会の新設と処分の明確化

不正行為発見時の組織的な対応を明確化するため、取締役、監査役などで構成する懲罰委員会を新たに設置いたします。コンプライアンス意識の啓蒙と並行して、社内の各種規程に違反する役職員を発見した場合には、内部監査室の調査を経て、違反者に対する処分の厳格化を検討してまいります。

なお、上記の各項目については具体的な期限を定め、実施責任者を任命の上、実施に向けた検討、取り組みを行ってまいります。

株主、投資家、お客様、お取引先をはじめとするステークホルダーの皆様におかれましては、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。また上記の取り組みに対し、これまで以上のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。